

●介護職員等特定処遇改善加算の配分について

賃金対象となるグループ

a 経験・技能のある介護職員・・・10年以上勤務の介護福祉士資格取得

b その他の介護職員

c その他の職種 年収 440 万円未満の職員

加算配分は a・・・2 b・・・1 c・・・0.5

法人の配分ルール

特定加算手当・・・加算対象による手当

特定調整手当・・・加算対象外による手当

介護職員等特定処遇改善加算

職 種	グループ	対 応	特定加算手当額	特定調整手当額
施設長	c	対象から外す		
ケアマネ等施設長 補佐	c の対象 外			c
相談員	c	介護職員同様扱 a か b	c	(a か b) - c (440 万円以上なら) a か b
介護職員有資格 + 10 年以上	a		a	
その他の介護職	b		b	
介護職兼相談員	a か b		a か b	
施設ケアマネ	c	介護職員同様扱 a か b	c	(a か b) - c
居宅ケアマネ	対象外	介護職員同様扱 a か b		a か b
養護支援員	対象外	介護職員同様扱 a か b		a か b
養護その他職種	対象外			c
その他の職種 440 万円未満	c		c	
その他の職種 440 万円以上	c の対象 外			c

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分について

a 経験・技能のある福祉人材・・・10年以上勤務の介護福祉士、社会福祉士、精神保健福

祉士、保育士、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、

b 他の福祉人材

c その他の職種 障害福祉人材以外の年収 440 万円未満の職員

加算配分は a・・・2 b・・・1 c・・・0.5

\*介護職員特定処遇改善加算の a、b、c に当てはめる

支援施設長補佐	a か b	他の施設長補佐と調整	c	
相談支援員	対象外	支援員同様扱 a か b		a か b
キッズ職員	対象外	支援員同様扱 a か b		a か b

\*手当の額は、施設の人員配置等で加算率や、職員の人数によって変更があるため、毎年 2 月計画作成時に配分額を決めて職員に周知する。

今年度手当額 a 19,000 円 b 9,500 円 c 4,750 円